

第21回農業委員統一選挙に関する特別決議

～女性・青年農業者、認定農業者等の多様で行動力のある人材を農業委員に～

来年7月（沖縄県は9月）、第21回農業委員統一選挙が実施されるが、新たな農地制度の下、現場で実務を担う農業委員会の果たす役割は極めて重要であり、農業委員会活動の更なる活性化に向けて、情熱と行動力のある女性・青年農業者、認定農業者などの農業関係者に加え、食農教育や農商工連携を推進する観点から、地域住民や商工関係者など幅広く多様な人材の選出・選任に向けた環境づくりを積極的に推進する必要がある。

とりわけ女性農業委員については、政府の「男女共同参画基本計画（第2次）」において「2020年までに、指導的地位にある女性の占める割合が少なくとも30％程度になるように期待し、各分野における取組を促進する」とこととされており、本年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においても、「女性農業委員等の登用増等の目標を設定し、その実現のための普及・啓発等を実施する」とこととされている。

よって、われわれは、下記事項について組織一丸となって取り組むことをここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会系統組織の役割と取り組み、農業委員選挙の意義等について関係機関・団体をはじめ、農業者や住民等へ幅広く普及浸透を図ること。
2. 女性・青年農業者、認定農業者等担い手の立候補を促す環境づくりに努めるとともに、選任委員については、農業関係者だけでなく、意欲と情熱を持って地域農業・農村の振興に取り組む地域住民や商工関係者など多様で行動力のある人材の登用が図られるよう、関係方面への働きかけを行うこと。

3. 特に、女性農業委員については「1 農業委員会あたり複数の選出」を、認定農業者の農業委員については「全体の3割の選出」に向けて取り組むこと。